

浄水器協会浄水器自主規格基準

1. 適用範囲

この規格基準で評価を行うことができる浄水器の範囲は、水道水を原水として飲用に供する水を得るためのものであって、ろ材などを用いて水中の溶存物質をろ過・吸着・化学作用等によって除去又は減少させる機能のみを有する水処理機器とする。

ただし、商品等に記載する能力、機能等について、この規格基準にて試験できるものに限定する。

注1 水道水とは、水道法に定められた水質基準を満足する水をいう。

注2 浄水機能に加え活水機能、ミネラル水生成機能、アルカリイオン水生成機能などを標榜する浄水器は、適用としない。

注3 薬事法の対象となる性能を合わせ持つ浄水器は、適用としない。

評価項目	評価基準
1. 浄水性能	1. 浄水性能
1.1 ろ過流量	1.1 ろ過流量 JIS S 3201(家庭用浄水器試験方法)の6.1 に定めるろ過流量試験によって測定した値が表示のろ過流量以上であること。
1.2 浄水能力	1.2 浄水能力 JIS S 3201(家庭用浄水器試験方法)の6.3 に定めるろ過能力試験又はJWPAS B - 10(特定物質除去に関する浄水器規格)において、除去率が表示の除去率に低下するまでの総ろ過水量を測定した値が表示の総ろ過水量以上であること。
2. 浸出性能	2. 浸出性能 JIS S 3200 - 7(水道用器具 - 浸出性能試験方法)又はJWPAS B - 10(特定物質除去に関する浄水器規格)によって測定した値が次表に掲げる項目に応じて同表の性能に適合すること。 対象項目は、それぞれの規格に基づいて判断するものとするが、使用材料の成分から考えて明らかに浸出がないと思われる項目は、省略することができる。

評価項目	評価基準
<p>3. 構造・物性機能</p> <p>3.1 耐圧性能</p> <p>3.2 水撃限界性能</p> <p>3.3 逆流防止性能</p> <p>3.4 耐久性能</p>	<p>3. 構造・物性機能</p> <p>3.1 耐圧性能</p> <p>3.1.1 形浄水器 JIS S 3200 - 1(水道用器具 - 耐圧性能試験方法)によって試験を行い、水漏れ、変形、破損その他の異常がないこと。</p> <p>3.1.2 アンダーシンク型浄水器、蛇口直結型・据置型浄水器、水栓一体型浄水器 一次側の動水圧を0.35MPaで保持しながら1分間通水し、水漏れ、変形、破損その他の異常がないこと。また、空気圧による場合は、吐水口を密閉して、一次側から0.1MPaの空気圧を加え、そのまま5秒間保持したとき、漏れ、変形、破損その他の異常がないこと。</p> <p>3.2 水撃限界性能</p> <p>3.2.1 止水機能があるもの JIS S 3200 - 3(水道用器具 - 水撃限界性能試験方法)によって試験を行い、水撃による上昇圧力が1.5MPa以下であり、ろ材の流出などの異常がないこと。</p> <p>3.2.2 止水機能がないもの 浄水器の二次側に急閉バルブを取り付け、その浄水器の表示る過流量で通水しながら、このバルブを急閉して、ろ材の変形、破損、その他の異常がないこと。</p> <p>3.3 逆流防止性能 形浄水器は、JIS S 3200 - 4(水道用器具 - 逆流防止性能試験方法)によって、3kPaおよび1.5MPaの静水圧を1分間加え、流入側 への水漏れ、変形、破損、その他の異常がないこと。 また、浄水器内部の滞留水量が500mLを超えるアンダーシンク型浄水器、蛇口直結型・据置型浄水器、水栓一体型浄水器にあっては、3kPaの静水圧を1分間加え、流入側への水漏れ、変形、破損、その他の異常がないこと。</p> <p>3.4 耐久性能 浄水器の耐久性能は3.5によって試験を行い、次表の基準に適合すること。</p>

評価項目	評価基準														
4.表示事項	<p data-bbox="512 338 1396 504">4.表示事項 家庭用品品質表示法に従い消費者の見やすい箇所にわかりやすく次の事項が記載されていること。ただし、使用上の注意の表示については、ラベルの貼り付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。</p> <p data-bbox="528 562 724 591">(1) 材料の種類 浄水器本体、ホースその他の部分品の接水する部位に主として使用される材料の名称をそれぞれ表示すること。 使用される材料が合成樹脂である場合は、合成樹脂加工品品質表示規定に準じて指定用語で表示する。その他の材料の名称は、一般に認知された用語又は学術用語によること。</p> <p data-bbox="528 871 724 900">(2) ろ材の種類 主たる浄水作用に係るろ材、媒体の種類を適正に表示すること。 その種類が次の表の左欄に掲げるろ材の種類に必ずものであるときは、それぞれ同表の右欄に掲げるろ材の種類を示す用語を用いて表示すること。また、材料として繊維を使用したものについては、繊維製品品質表示規程 第6条第1項の規定に準じて表示すること。 2種類以上のろ材を使用している場合には、それぞれのろ材ごとにそのろ材の種類を示す用語を用いて表示すること。</p> <table border="1" data-bbox="534 1249 1380 1624"> <thead> <tr> <th data-bbox="534 1249 1005 1294">ろ材の種類</th> <th data-bbox="1005 1249 1380 1294">ろ材の種類を示す用語</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="534 1294 1005 1391">活性炭素繊維、粒状活性炭、 紛状活性炭及びそれらを成型したもの</td> <td data-bbox="1005 1294 1380 1391">活性炭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1391 1005 1435">織布</td> <td data-bbox="1005 1391 1380 1435">織布</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1435 1005 1480">不織布</td> <td data-bbox="1005 1435 1380 1480">不織布</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1480 1005 1525">多孔質平膜</td> <td data-bbox="1005 1480 1380 1525">多孔質平膜</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1525 1005 1570">多孔質中空繊維膜</td> <td data-bbox="1005 1525 1380 1570">中空糸膜</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1570 1005 1624">逆浸透膜</td> <td data-bbox="1005 1570 1380 1624">逆浸透膜</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="528 1673 692 1702">(3) ろ過流量 単位時間あたり処理できる水量(リットル)を表示すること。</p> <p data-bbox="528 1805 1134 1834">(4) 使用可能な最小動水圧(回分式のものを除く。) 動水圧をメガパスカル又はキロパスカル単位で表示すること。</p>	ろ材の種類	ろ材の種類を示す用語	活性炭素繊維、粒状活性炭、 紛状活性炭及びそれらを成型したもの	活性炭	織布	織布	不織布	不織布	多孔質平膜	多孔質平膜	多孔質中空繊維膜	中空糸膜	逆浸透膜	逆浸透膜
ろ材の種類	ろ材の種類を示す用語														
活性炭素繊維、粒状活性炭、 紛状活性炭及びそれらを成型したもの	活性炭														
織布	織布														
不織布	不織布														
多孔質平膜	多孔質平膜														
多孔質中空繊維膜	中空糸膜														
逆浸透膜	逆浸透膜														

4. 表示事項

(5) 浄水能力

除去対象物質の名称を示す用語ごとに表示することとし、その用語の次に括弧書きでその総ろ過水量、除去率80%である旨及びJIS S 3201(家庭用浄水器試験方法)に基づき測定した試験結果である旨を付記すること。この場合において、総ろ過水量はリットル単位で表示することとする。ただし、連続式のものに係る濁りについては、ろ過流量が50%に低下するまでのいずれか早い方までの総ろ過水量とすること。

除去対象物質の名称については、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる除去対象物質の種類を示す用語に該当するものであること。(カタログ、パンフレット、取扱説明書等を含む。)

除去対象物質の区分	除去対象物質の種類を示す用語
遊離残留塩素	遊離残留塩素
濁り(水中浮遊微粒子等の濁りを発生させる物質)	濁り
揮発性有機化合物	クロロホルム プロモジクロロメタン ジプロモクロロメタン プロモホルム テトラクロロエチレン トリクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 総トリハロメタン
農薬	2-クロロ-4,6-ビスエチルアミノ-1,3,5-トリアジン(CAT)
かび臭	2-メチルイソボルネオール(2-MIB)
重金属	溶解性鉛

JWPAS B-10(特定物質除去に関する浄水器規格)に基づいて試験を行った結果を表示(カタログ、パンフレット、取扱説明書等を含む。)する場合には、次の表に掲げる除去対象物質について、規格の内容を適切に表現すること。

除去対象物質
鉄(溶解性)
鉄(微粒子状)
マンガン
アルミニウム(中性)

評価項目	評価基準
4.表示事項	<p>(6) ろ材の取換時期の目安 適切な取換の期間について、具体的にわかりやすく表示すること。</p> <p>(7) 使用上の注意 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合にはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道水など通常の飲料に供する水を使用する旨 ・ろ材の取換期間の目安は使用水量、水質、水圧により異なることがある旨 ・熱湯を流さない旨 ・浄水した水はできるだけ早く使用する旨 ・夜間など長時間使用しなかった場合においては、水質悪化のおそれがあるので適切な放流時間をとる旨 ・凍結のおそれのある場所に設置する場合は、内部を凍結させないよう注意をする旨 <p>(8) 表示者名及び連絡先 表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。</p>